

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 4 月 23 日現在

機関番号：14501

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26770222

研究課題名(和文) 戦国大名分国およびその周辺地域における領域支配の研究

研究課題名(英文) Study of regional domination in the dominant territory of the Sengoku Daimyo and its surrounding areas

研究代表者

村井 良介 (MURAI, Ryosuke)

神戸大学・地域連携推進室・特命准教授

研究者番号：30419684

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：戦国大名分国およびその周辺地域においては、独自の「家中」と「領」を持つ戦国領主だけでなく、大名から大幅な裁量権を付与された自立的な支城主等による領域支配が形成される。したがって戦国期は、近世に向けてこれらが解消されていく一貫した過程ではなく、こうした領域支配の形成は戦国期の特質であると考えられる。戦国期に流動化した秩序は「領」などとして再構築されるが、政治的・軍事的情勢に規定されて、そのありようは多様となる。

研究成果の概要(英文)：In the dominant territory of the Sengoku Daimyo and its surrounding areas, not only the Sengoku Ryoshu with their own "vassals" and "territories" but also the self-sustaining castle owner who has been given significant discretion from Daimyo creates territorial domination. Therefore, the Sengoku period is not a consistent process in which these are resolved towards early modern period, and the formation of such dominance is considered to be a character of the Sengoku period. The order that was mobilized during the Sengoku period is reconstructed as "territory", etc., but its existence will be diversified by the political and military situation.

研究分野：日本中世史

キーワード：戦国大名 戦国領主 毛利 北条 大友 家中 領 国衆

## 1. 研究開始当初の背景

戦国領主(国衆)は、独自の「家中」と「領」を持ち、判物を発給してそれらを支配する自立的な領主として、注目されてきた(矢田俊文『日本中世戦国期権力構造の研究』、1998年)。戦国領主は、戦国大名の「家中」に包摂されないため、戦国大名の支配は、大名「家中」に対する支配と、戦国領主に対する支配の二重構造であったとされる(永原慶二「大名領国制の史的位罫」、1975年)。多くの研究では、こうした戦国領主の存在は、大名にとって、近世的な一元的家臣団を形成していく上での障害であると見なされ、戦国期はそれを克服していく過渡期と位置づけられる結果となった。

申請者はこれまで主として戦国大名分国において、戦国領主の存在形態について具体的に解明することで、大名と戦国領主の関係を分析し、戦国大名の権力構造の特質を論じてきた(村井『戦国大名権力構造の研究』、2012年)。そこでは戦国領主の「家中」は、戦国期に擬制として拡大したが、それゆえにその外縁が曖昧で、支配が不安定であり、戦国大名は、そうした戦国領主の「家中」に影響をもつことで戦国領主を統制するとともに、戦国領主の「家中」支配は、戦国大名の後ろ盾によって安定することを明らかにした。大名権力にとっては、戦国領主は軍団の単位でもあり、その「家中」が安定的に維持されている必要性があった。したがって、戦国領主の存在は、早晚克服されるべき非本質的なものではなく、むしろ戦国大名権力の構造的特質を示していると論じた。

こうした研究では、「家中」を形成し、判物を発給している領主の検出を進めてきたが、その過程で、自立的な戦国領主だけでなく、大名が「家中」や一門から任命した支城主にも、「家中」形成や判物発給の事例が多数みられ、またそれによって支城主が一定の自立性を帯びる場合もあることがわかってきた。

すでに、北条分国と武田分国については、一部の支城主について、戦国領主と共通性があることが指摘されている(黒田基樹『戦国大名北条氏の領国支配』、1995年など)が、その一方、戦国領主と支城主は同一視できないとの見解もある(市村高男「戦国期の地域権力と「国家」・「日本国」」、2005年)。

しかし、先に述べたように、戦国領主の存在が、戦国大名分国の権力構造の特質を示すものであり、かつ支城主に判物発給や「家中」形成など、戦国領主との共通性が認められるのであれば、両者を一体的に分析してみる必要がある。そもそも戦国期に拡大した「家中」の外縁が曖昧であるとするれば、従来言われた大名支配の二重構造はそれほど截然と区別できるわけではない。

## 2. 研究の目的

以上のことから本研究では第一に、こうし

た「戦国領主」や支城主による自立的領域支配を生じさせる、戦国期の大名分国の構造的特質を解明する。第二にこうしたことを論じるためには、「戦国領主」や、支城主による支配、とくに軍事的側面に注意するなら、それらによる配下の領主層の編成の様態を具体的に検討する必要がある。一般に、支城主の配下には、自身の被官と大名から付けられた与力が存在するが、申請者は大友分国などでの分析から、両者の区分は曖昧であると考えている。これは「戦国領主」の「家中」の外縁が曖昧であることと共通する。

したがって、本研究では毛利、大友、後北条、武田、上杉、島津といった大規模な大名分国と、北関東や北九州地域の中小規模の権力について、その配下の「戦国領主」、支城主による領域支配の分析を通じて、戦国期の大名分国における権力構造の特質を解明することを目指す。

## 3. 研究の方法

研究方法としては、自治体史や『戦国遺文』等の史料集を用いて、関東、中国、九州を中心とする各地域の史料を検索し、戦国領主/支城主の区分について予断を持たず、判物発給・「家中」形成の見られる権力、あるいはそれに類する権力の抽出をおこない、関係史料をデータベース化する。その上で、被官・与力の構成員、領域支配の範囲を宛行状・安堵状・感状・軍忠状などを中心に具体的に分析する。一次史料の網羅的集成に基づく分析をおこない、編纂史料は補助的に用いる。それらを踏まえて、そうした領主層と大名権力との関係を考察する。

## 4. 研究成果

### (1) 戦国領主と支城主・重臣

戦国領主は独自の「家中」と「領」を持ち、判物や印判状を発給してそれらを支配する領主だとされる。勝俣鎮夫氏は「家中」について、戦国期に拡大する主従関係を家の擬制で覆ったものと位置づける。また、松浦義則は、こうした擬制的な戦国期の「家中」の成立について、親類や近隣の国人領主を編成したという量的拡大の側面と同時に、家産制から封建制へと表現し、その質的転換を指摘している。しかし、純粋な家父長の家産制支配が戦国期の直前までであったわけではなく、すでに戦国期以前からイエ支配は実質的には擬制的なものとなっていたと考えられる。したがって、戦国期における「家中」形成は、単純に純粋な家産制から封建制への転換というよりは、旧来の秩序を大きく越えて主従関係が拡大したことにとともに、秩序の再構築を図ったものと言えよう。

しかし、イエ支配がすでに戦国期以前から擬制的なものになっていたとするれば、戦国期の「家中」を、旧来の「家中」と区別する指標をどのように定めればいだろうか。そもそも「家中」という言葉自体が戦国期になっ

て頻出するようになることを考えれば、その使用自体が指標となり得ると予想されるが、その点を検証する必要がある。

この課題について、本研究では、大友分国における「家中」の使用について分析した。大友氏発給の感状を中心に分析した結果、大友氏が、その配下に対して「家中」の呼称を用いる領主は、ある程度限定的であることが判明した。そうした領主は大きく二つに区分することができる。一つは豊後国外の自立的な領主で、具体的には、豊前国の佐田、時枝、筑前国の原田、小田部、高橋、筑後国の五条、問註所、麦生、上蒲池、田尻、草野、肥前国の筑紫、龍造寺、肥後国の鹿子木、甲斐、小代、阿蘇の各氏である。もう一つは豊後国内の大友氏の重臣層で、具体的には戸次、一万田、田原宗家、吉弘、斎藤、朽網、田村、武蔵田原、田北、臼杵の各氏である。前者の領主の多くは判物を発給しており、自立的な戦国領主とみてよい。後者についても、多くは判物発給をおこなっている。

拙稿「戦国大名分国における領主層の編成原理をめぐって」ですでに述べたように戸次氏や武蔵田原氏などは、戦国期的な拡大した「家中」を形成していた。また佐田氏なども、かつては宇佐郡一揆として同格だったような領主を被官化していることがわかる。大友氏は原則として、こうした戦国期的な、拡大した家来の組織に対してのみ「家中」の呼称を用いていることがわかる。同時に、これは先に述べた戦国領主と支城主や重臣層の共通性ということも裏書きしている。

臼杵氏は、自身は大友「家中」に属しているという意識を持つと同時に、自身の家来を「家風」と呼んでいる。「家風」は「家中」とほぼ同義に用いられていると考えられるから、この場合、大友「家中」の内部に、重層的に「家中」が形成されているということになり、大名「家中」の一元化というのとは逆の方向性である。

川岡勉氏は、陶、杉、内藤といった大内氏の重臣層の「家中」形成が、大内氏御家人制と衝突すると論じている。前掲拙稿で述べたように、大名権力は、重臣や支城主に対して、与力への知行給与を推奨するなど、彼らの「家中」形成を促進している側面があるが、同時にこうした重臣層の「家中」形成は、単に大友「家中」の下に階統的に形成されるというのではなく、衝突の危険性もあった。大名の直臣であるが、重臣の被官との区別が曖昧な与力の存在に示されるように「家中」の外縁は戦国期にはいまだ流動性を残している点に注意が必要である。

(2) 戦国大名分国における領域秩序形成の過程

前述のような戦国領主と支城主や重臣層との共通性を踏まえて、大名分国における領域秩序の形成過程について考える。

従来の戦国大名研究においては、戦国期の、戦国領主の「領」や支城領などの「領」単位

の支配は、近世に向けて解消されていくとする傾向が強い。池上裕子氏は、在地領主が衰退している北条分国と、在地領主が強固に存在している毛利分国や上杉分国について、近世は在地領主が消滅するということから、在地領主の衰退こそが時代の趨勢だとして、北条氏を典型的戦国大名と評価した。しかし、すでに述べたように、このような近世のあり方をゴールとして、そこから遡及的に戦国大名権力を評価する方法は、戦国大名の近世につながらない性質を捨象してしまうという点で問題が多い。北条氏と毛利氏の差異を、近世をゴールとする発展段階の差に置き換えたり、典型と例外としたりするのではなく、それぞれの特質ととらえるべきである。その一方、では北条氏と毛利氏とは異なる権力というべきなのだろうか。仮に両者をまったく異なる権力と評価するなら、これらを同じ戦国大名として規定することの有効性が失われよう。

以上の問題関心に基づき、本研究では北条分国の領域秩序の形成過程について論じた。

北条分国において、永禄2年(1559)に作成された『北条氏給人所領役帳』(以下『役帳』)は、「小田原衆」などの「衆」ごとに記載されている。池上裕子氏は、小田原衆については、相模国西郡に所領を持つものが少なく、他地域からの転入や他地域への転出といった知行替えによって在地性を失った状態であり、掌握の最も進んだ状態と考えた。これに対して三浦衆や津久井衆は在地性が強く在地領主層編成の困難さを示すとした。また、江戸衆については、太田大膳亮衆と太田新六郎衆の比較から、太田大膳亮衆の方がより掌握が進んだ状態とした。この両者の違いは、在地領主層掌握・編成の進展段階を示すものとした。さらに松山衆は、在地領主を掌握できていないとするが、江戸衆と松山衆の違いは二つの類型ではなく、家臣団編成・土地掌握の進展段階を示すとする。つまり、これら衆ごとの差異は、北条氏による在地領主掌握の進展段階の遅速として評価されていると言える。また、池上氏は支城制についても、郡代の延長線上にとらえようとしている。

一方、近年の研究では、武蔵国、上野国などでは戦国領主が自立性を維持していることが明らかにされている。したがって、北条分国は池上氏が見通したように、小田原衆や伊豆衆のような状況に均質化するわけではない。

このことは北条分国に、在地領主掌握の進んだ地域と、戦国領主や自立的な支城主の存在する地域という、異なる二つの地域があるということになるのだろうか。言い換えれば、在地領主が衰退した近世的な地域と、毛利分国と同様の中世的な地域が存在することになるのだろうか。しかし、このような論じ方では、戦国大名研究における連続か断絶かという二元論を縮小して、北条分国内に持ち込んだだけになってしまう。したがって、ここ

でも二元論は一旦宙づりにし、不均質な分国を生み出す戦国期の特質を明らかにする必要がある。

『役帳』では、給人ごとに所領を書き上げているが、多くの場合、所領名の右肩に、その所領が属している地域名が書かれている。これらはほとんどの場合、旧来の郡とは異なる新しい地域秩序である。これらのうち、武蔵国の小机と稲毛に注目する。両者ともかつての小机保や稲毛荘の領域を大きく越えて広がる、戦国期の新しい地域秩序であるが、両者の領域は入り組んでいる。とくに久本は、江戸衆のうち島津衆の島津又次郎の所領では稲毛とされているのに、河越衆の後藤惣次郎の所領では小机とされている。

稲毛の所領は一部を除き、いずれも江戸衆のうち島津衆、太田大膳亮衆、太田新六郎衆に属する給人の所領である。太田新六郎（康資）は、いわゆる江戸太田氏と呼ばれる系統で、独自の「家中」を形成し、判物を発給しており、自立的な戦国領主に近い存在と言える。太田大膳亮は、源姓の太田新六郎と異なり、三善姓太田氏で、かつては江戸太田氏の同心であった。したがって太田大膳亮衆の稲毛の所領は、もともと江戸太田氏に由来すると考えられる。また、島津衆に属する給人の大半は、江戸太田氏の被官や寄子と一族であったり、それらと相給になっている。したがって、島津衆自体が、江戸太田氏から何らかの形で被官と所領が分与されて形成されたと思われる。つまり、島津衆の稲毛の所領ももとは江戸太田氏に由来すると考えられる。以上から、『役帳』で稲毛とされている所領は、ほとんどが江戸太田氏に由来する所領である。したがって、小机と稲毛の区分は、北条氏と江戸太田氏の政治的関係に規定されたものであるといえる。

江戸、および小机、稲毛地域の在地領主層に注目すると、江戸では本領を維持していると思われる在地領主が少なくないのに対して、小机では本領とは別の所領を知行していると思われる例が散見され、確かに池上氏の言うような在地領主層掌握に差が見られる。その一方、これらの地域では同じ在地領主の一族が、複数の衆に分かれて所属している例が多い。すなわち同じ一族が、それぞれ北条氏に被官化したり、江戸太田氏に被官化したりと、在地領主の流動化が見られる。

このように旧来の秩序が流動化し、それを擬制的に再編したものが「家中」や「領」であると考えられるが、先ほどの稲毛の例のように、こうした戦国領主などによる「領」形成に規定されて、北条分国の地域秩序は形成されたと考えられる。

この点は、在地領主掌握が進んでいるとされる相模国や伊豆国でも同様であり、『役帳』では、相模国は、西郡・中郡・東郡・三浦郡・保内という律令制の郡とは異なる地域区分がなされている。このうち中郡は伊勢宗瑞が、のちに中郡になる地域に所在する三浦氏の

岡崎城を攻略した段階で成立したこと森幸夫氏によって明らかにされている。保内や三浦郡も津久井内藤氏、三浦氏という自立的な領主の勢力範囲であり、こうした軍事的・政治的状況に規定されて地域区分が形作られたという点で、稲毛や小机と同様と言える。

これらの諸地域の差異は、在地領主層掌握の進展段階の遅速ではなく、こうした政治的・軍事的情勢に規定された多様性と言うべきであろう。

### （3）地域秩序の流動化と再構築

以上、見てきたように戦国期には、旧来の地域秩序とは異なる新たな地域枠組みが成立する。これは旧来の秩序の流動化と、その再構築ととらえられるが、「領」などとして再構築された秩序は、政治的・軍事的情勢に規定されているから、いまだ可動的・流動的である。

戦国領主の特徴として判物や印判状の発給が挙げられる。また大友分国の例で見たように「家中」を形成するような支城主、重臣層はやはり判物発給をしている。松浦義則氏は、毛利氏における給所宛行状の成立を、譜代家臣の知行が、毛利氏の家産から相対的に自立してきたことに対応すると指摘した。拙稿でももう一つの原因として、「家中」や支配領域の拡大にともない、それまで明文化される必要のなかった局所的な秩序が、必ずしも共有されなくなったため、権利を明文化して示す必要が生じたことを挙げた。

備後国の戦国領主である山内氏が、毛利氏に服属する際、その条件として、山内氏が実効支配をしている備後国信敷について、他の者が権利を主張しても毛利氏がそれを聞き入れないことという一項が入っている。山内氏は不特定の何者かが、信敷に対する権利を毛利氏に主張する可能性を想定しているわけであるが、それは毛利氏が信敷に対して何らかの権限を有しているからではなく、毛利氏がこの地域における最大の実力者であるからである。所領安堵の要求は、卓越した実力者がいれば、当然ながらその実力者のところに集中することになる。そうするとあたかもその実力者が、その領域内での安堵権を有しているかのような状況になる。それが定着すれば、その領域内における権利関係は、その実力者（この場合は毛利氏）の判物によって明示されるという秩序の共有化が進行するだろう。

北条分国の場合も、北条氏の判物が権利を明示する上で最も重要視されたが、『役帳』もこうした権利を明示し、秩序の共有を作り出す上で大きな役割を果たしたと考えられる。『役帳』の作成により、分国中心部において、こうした秩序の共有化が一挙に進んだ点に北条分国の特質があると言えよう。『役帳』の作成を、近世に向けた分国の均質化の進行として位置づけるのではなく、こうした領域秩序の明示・確定の進行と位置づけることができるのではないだろうか。

ただし、戦国期においては、いまだそれは政治的・軍事的状況に左右されるから、完全に固定化はせず、可動性を残している。北条分国においても、とくに『役帳』記載の領域の外では変更可能性が残る。こうした不均質で未制度的な状況こそ、戦国期の権力構造の特質と言えよう。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2件)

1. 村井 良介、戦国期における「家中」の形成と認識 大友分国を事例に、歴史評論、査読有、803号、2017、5-19

2. 村井 良介、戦国大名分国における領域秩序形成の過程 北条分国を例として、洛北史学、査読有、18号、2016、26-48

〔学会発表〕(計 2件)

1. 村井 良介、戦国期毛利・大友分国における洞と「家中」 東国との比較のために、第53回中世史サマーセミナーシンポジウム、飯坂温泉伊勢屋(福島県)

2. 村井 良介、戦国大名分国における領域秩序形成の過程 北条分国を例として、第17回洛北史学会大会、京都府立大学(京都府)

〔図書〕(計 1件)

1. 村井 良介、講談社、戦国大名論 暴力と法と権力、2015、283

〔その他〕

研究成果報告書

1. 村井 良介、平成 26~28 年度(2014~2016 年度)日本学術振興会科学研究費補助金若手研究(B)戦国大名分国およびその周辺地域における領域支配の研究 研究成果報告書、2017

#### 6. 研究組織

(1)研究代表者

村井 良介(MURAI, Ryosuke)

神戸大学地域連携推進室・特命准教授

研究者番号：30419684

(2)研究分担者

( )

研究者番号：

(3)連携研究者

( )

研究者番号：

(4)研究協力者

( )